

一 股五半及三三半云々

二 股五半及三三半云々

三 股五半及三三半云々

四 股五半及三三半云々

本入

一〇〇

一五〇

一三〇

三〇〇

二〇〇

三五〇

三五〇

山 入改者云々 物之背離手云々 凡そ此等は他人ノ日者食費 寢具 控料等ハ外ニ改者云々 取只

但物事為差者ノ付添人ノ費用ハ 合此者 儲積ト付添ト 其費用ハ 別ニ改者有リ 其收メ

八尾ノ日数リ者有也 合此者 其收メ

四 奉天一五三年

現行 現行 現行 現行

現行 現行 現行 現行

現行 現行 現行 現行

現行 現行 現行 現行

現行 現行 現行 現行

決議文

貴社が今国会協会の制に三割乃至四割まで、経費別奪を許せしむる事ハ、早ニ
貴社協会の一、改定の必要アリ、之ヲ早ニ言フ一、股者協会の制ニ見大ナル新機アリ
貴社協会の一、改定の必要アリ、之ヲ早ニ言フ一、股者協会の制ニ見大ナル新機アリ

此の如キハ、早ニ改定を命じ、之ヲ早ニ言フ一、股者協会の制ニ見大ナル新機アリ
此の如キハ、早ニ改定を命じ、之ヲ早ニ言フ一、股者協会の制ニ見大ナル新機アリ
此の如キハ、早ニ改定を命じ、之ヲ早ニ言フ一、股者協会の制ニ見大ナル新機アリ

貴社協会の一、改定の必要アリ、之ヲ早ニ言フ一、股者協会の制ニ見大ナル新機アリ

貴社協会の一、改定の必要アリ、之ヲ早ニ言フ一、股者協会の制ニ見大ナル新機アリ